

## 令和8年度 監査計画

豊山町監査基準第8条第1項の規定により、令和8年度監査計画を次のとおり定める。

### 1 監査の基本方針

監査の執行にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第3項の規定の趣旨に沿って行うものとし、法第2条第14項及び第15項において「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果あげるよう」また、「組織及び運営の合理化に努め、他の地方公共団体に協力を求めその適正化を図る」と規定する趣旨にのっとり、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理の執行が合理的、効率的かつ適正であるかに着目し、違反、不正の指摘にとどまらず指導に重点を置いて監査を実施するものとする。

### 2 年間実施計画

監査の対象となる事務事業の動態、監査の所要時間等を勘案して、以下及び別表のとおり実施する。

#### (1) 定例監査（法第199条第1項、第4項）

##### ア 監査対象

原則として、全部（局）課（室）等を実施する。

##### イ 監査項目

財務に関する事務全般とするが、一部、事務の有効性・効率性等も勘案し、実質的な監査効果を期するため、対象部課等の状況を考慮し主に次の項目について監査する。また、併せて決算審査の参考とする。

- ・ 予算の執行状況
- ・ 使用料、手数料等の収入事務
- ・ 契約関係事務
- ・ 補助金、委託料及び物品購入等の支出事務
- ・ その他の庶務事務

#### (2) 行政監査（法第199条第2項）

町の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうか主眼とし、必要があると認めるときは適時に実施する。

(3) 例月出納検査（法第235条の2第1項）

現金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として、毎月前月末日現在のものを検査し、併せて決算審査の参考とする。

(4) 財政的援助団体等の監査（法第199条第7項）

ア 監査対象

町が補助金、交付金、負担金等財政的援助を与えている団体及び公の施設の指定管理者のうち、50万以上の財政援助等を行っている団体の中から選定して実施する。

イ 監査項目

財政的援助を与えている団体、公の施設の指定管理者及びその管轄する部署に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査する。

(5) 決算審査及び基金の運用状況審査（法第233条第2項及び第241条第5項）

決算、その他関係諸表及び基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査する。

(6) 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

決算によって導き出された健全化判断比率及び資金不足比率について、積算根拠を示す書類を検証し、健全化判断比率及び資金不足比率が適正かどうかを主眼として審査する。

(7) その他の監査

随時監査（法第199条第5項）、指定金融機関等の監査（法第235条の2第2項）、住民監査請求（法第75条、第242条）、賠償責任監査（法第243条の2第3項）、町長の要求監査（法第199条第6項）及び議会の請求監査（法第98条第2項）等については、必要な場合または、請求、要求があった場合に実施する。

### 3 監査の結果の処置

監査の結果、指摘した事項または表明した意見について、監査対象部局等から措置状況報告を求め、公表するものとする。

#### 別表

監査の種類	実施時期
(1) 定例監査	10月中旬から翌年2月下旬
(2) 行政監査	監査委員が必要と認めたとき
(3) 例月出納検査	4月下旬から翌年3月下旬 毎月20日頃
(4) 財政的援助団体等の監査	監査委員が必要と認めたとき
(5) 決算審査及び基金の運用状況審査	7月中旬から8月上旬
(6) 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査	8月上旬
(7) 随時監査、指定金融機関等の監査、住民監査請求、賠償責任監査、町長の要求監査及び議会の請求監査	必要な場合または、請求、要求があった場合